

様式

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局放送政策課御中

郵便番号 105-8002

(ふりがな) みなとくはままつちよう

住 所 東京都港区浜松町1-31

(ふりがな) ぶんかほうそう

氏 名^{注1} 株式会社文化放送

代表取締役社長 三木 明博

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」について、別紙のとおり、意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス について	「放送による公共の福祉の増進の観点から、一部の者のみを対象にする排他的なサービスは放送として望ましくない」という考え方に大いに賛同します。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割り当て について	今回の周波数の割り当て方法に関する考え方は、いわゆる VHF-HIGH 帯向けを決めるものだが、VHF-LOW 帯の割り当て方法を決める際は、今回の考え方にはとらわれずに検討することを要望します。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割り当て (4)イ について	(13セグメント又は1セグメント)領域を複数の委託事業者に分割して割り当てる場合、TSを束ねる事業者が必要となります。制度整備に当たっては、この事業者と受託事業者、委託事業者との責任の所在を明確にすることが必要と考えます。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割り当て (4)エ について	周波数の割り当てについては、委託放送事業者の新しいメディアに対する創意工夫の自由度を奪うような制限とすべきではないと考えます。
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性 について	携帯電話端末が中心となること、またそのサービスが通信サービスとの親和性が高く、放送と通信が連携したサービスを実現することについては、大いに期待しておりますが、通信機能のない端末を排除して、より多くの国民のメリット、公共の福祉の増進等を損なうことのないよう十分な配慮を望みます。
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性 について	放送の公共性の観点から、番組視聴が特定の通信事業者の端末機能に依存するなど、一部の者のみを対象とする排他的なサービスとならないような配慮が必要と考えます。

4. 認定手続きの回数や方法 について

申請及び認定手続きを、13セグメント又は1セグメントの領域ごとに認定基準を分けること、および複数回手続きを行うことについては賛同いたしますが、一回目とそれ以降において同一領域での認定基準を変更するなど、不公平となることのないような制度整備が必要と考えます。